

○議長（中村 敦） 次は、質問順位 2 番、1、南海トラフ地震における家屋、ブロック塀の倒壊に対する TOUKAI-0 事業について、2、沼田市姉妹都市交流60周年について、3、ヤングケアラー支援条例の制定についてその後。

以上 3 件について、10番 渡邊照志議員。

〔10番 渡邊照志議員登壇〕

○10番（渡邊照志） 10番、清新会の渡邊です。私は令和 4 年度に、地震に対する家屋及びブロック塀の倒壊の対策、TOUKAI-0 事業について一般質問させていただきました。その後 2 年間、議選の監査委員に任命され、慣例により一般質問を控えていましたが、その任が解けましたので、3 件について質問をさせていただきたいと思います。

それでは、議長の通告に従い、順次、趣旨質問をさせていただきます。

まずは、TOUKAI-0 事業について、人命に関わる重要な事案と考え、市民の皆様にご理解をいただきたいと思い、再度取り上げました。この 2 年間で耐震補強工事及び補助金増額などの新たな政策の変化があり、市民の皆様にご周知、認識をしていただき、改めて耐震診断、耐震補強工事をしていただくようお願いするものであります。

南海トラフ地震は2030年から2040年の間に起こると予想されていますが、TOUKAI-0 事業は南海トラフ地震を含む大規模地震による被害を減らすことを目的としている事業です。

我が下田市内においても、南海トラフ地震の際には津波が押し寄せてくる地域がたくさんありますが、避難をしようとしたとき、家屋が倒壊したら逃げるところではございません。まずは倒壊を防ぎ、いち早く避難できるようにしなければなりません。そのために TOUKAI-0 事業の補助金を活用していただきたいと考えます。

この TOUKAI-0 事業は、昭和56年 5 月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震工事の推進、ブロック塀の倒壊による災害を防止し、震災時における人命の安全を確保するため、国や県、市が一体となって行っている事業です。その後、耐震シェルター、介護用のベッド型シェルター、要するに防災ベッドですか、それなどのいろいろなシェルターも開発されています。

ここで耐震診断についてですが、個人で耐震診断を行う場合は、広さによって10から40万円かかるとされています。しかし、下田市に申請した場合、無料で受けることができます。下田市の耐震診断実績数は、令和元年から令和 6 年で204件、そのうち耐震工事を行った件数は21件となります。本年を入れますと43件ですか、そうなっています。本年度、改修工事

については10件分の予算を計上してありましたが、既にその予算は終わりました、受付が終了しました。次年度の相談については受付中です。

耐震補強工事の補助金は、2年前と比べ1世帯について100万円から115万円、高齢者世帯は120万円から135万円と増額され、低コスト工法で行う場合は一般世帯145万円、高齢者世帯165万円の補助となっています。ただし、この金額はあくまでも上限金額であり、例えば一般世帯で100万円かかったとしても差額の15万円が戻ってくるものではございません。木造住宅の場合、100万円から150万円未満の工事件数が最も多く、半数以上の工事が140万円以下で行われています。

次に、ブロック塀などの倒壊や転倒による災害を防止するため、撤去や改善する費用の一部の補助金を受けることができます。

ブロック塀の撤去事業に対する補助金は、事業に要する経費と、また撤去するブロック塀の延長に1メートル当たり2万円をかけて得た額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内、またその後、フェンスなどを設置する場合は、事業に要する経費とブロック塀の延長1メートル当たり5万8,400円を乗じて得た額を比較して、少ない額の3分の2以内とするとされています。

緊急輸送路、避難路、通学路に面するブロック塀が倒壊、転倒した場合、緊急車両の妨げになり物資の輸送ができなくなること、また避難するときの妨げ、特に他人に損害を与えた場合、工作物責任、民法第717条に基づき、所有者または占有者が損害賠償責任を負うこととなります。過去には数千万円の賠償請求に至った事例もあります。

また、シェルターの設置の補助金は40万円、介護ベッド用補助フレームの補助金も8万2,000円となっております。

そこで、耐震改修工事を行わない理由としては、1、資金が大変である、2、子供がよそに家を建てて後継ぎがない、3、高齢者・独居暮らし、4、津波で流されるが主な理由だそうです。逆に改修工事をした人は、1、倒壊して近所に迷惑をかけてはならない、2、子供がよそで暮らしているがその子供たちに心配をかけたくない、3、長期にわたり避難生活を余儀なくされている、4、苦勞の多い避難所生活を考えると不安でいっぱいなどの理由が挙げられております。

ここで、質問させていただきます。

下田市において昭和56年以前に建築された家屋は何件ぐらいあるのか。

2、このTOUKAI-0の事業が始まった2001年から耐震診断を受けた家屋は何件か。

耐震改修工事はそのうち何件か。

4、令和7年度以降のTOUKAI-0について、どのようになっているか。

5、令和7年度の事業進捗について。

6、現在における下田市の被害想定は、家屋の倒壊・焼失など、それと死者数、ブロック塀の倒壊数はどのくらいあるのか。レベル2とレベル1でお知らせいただければ結構です。

次に、沼田市姉妹都市交流60周年について。

まず、沼田市と下田市の姉妹交流の提携の経緯について、ちょっとお知らせします。

今から約1,300年ほど前、行基菩薩が箕作の米山薬師を開基した際、藤原山山中でさまよい歩き疲れ、まどろんでいたとき、大天狗が現れ「この山の麓に湯がある。直ちに行きて広く知らしめよ」と言い終わると天空高く飛び去った。行基菩薩がつえの先で掘ってみると温泉が湧き出たため、人々はこれを湯権現と名づけ、行基菩薩がしたためたてんぐの絵を本尊として社を建て祭ったと言い伝えられております。

この天狗の絵と沼田市の迦葉山龍華院弥勒寺に包蔵されています天狗が同一のものであるとされたことから、迦葉山の天狗が蓮台寺のお湯の源泉を知らせたのではないか、因縁浅からずと、1964年11月、迦葉山弥勒寺と沼田市の協力を得て、弥勒寺に安置されていた大天狗面を蓮台寺に招き、下田町蓮台寺温泉祭りを開催しました。

このことから沼田市と提携の話が急速にまとまり、1965年7月両議会において姉妹都市提携を議決し、1966年5月7日に提携の運びとなり調印式が沼田市で執行されました。以来、文化交流や観光振興、物産展などを通じて継続的な関係を築いていましたが、近年は下田市黒船祭、沼田市大天狗まつりにお互いの市議会議員を招待して交流を進めています。

以上がいわれとされています。

現在、蓮台寺区民は祭っていた社もなく、姉妹都市50周年に沼田市より寄贈された天狗面は市民文化会館の2階に設置されていますが、来年度、節目の姉妹都市提携60周年を迎えるに当たり、この天狗面を収める社を地区内に建立していただきたいとの声が上がっております。

本年3月3日、4日と沼田市へ姉妹都市提携の訪問をいたし、沼田大天狗祭りに参加しました。日本一の大天狗面は2つありまして、それぞれの大きさが顔の長さ6.5メートル、鼻の高さは2.8メートル、もう一つは顔の長さが4.3メートル、鼻の高さが2.9メートルと大きなものでした。交通安全、家内安全、商売繁盛を祈願し、家庭を守る女性たちが家族の無事を願い、それぞれのみこしを全国から集まった女性のみで担いでおります。間近で見た天狗

の大きさには目をみはるものがあり、圧倒されました。

また11月8、9、10の3日間で、山口県萩市の姉妹都市提携50周年を記念して市民号が運行され、市民同士が直接触れ合い、交流する貴重な機会となりました。

下田市には、吉田松陰先生のゆかりの地として寓寄処、銅像などを下田市民の皆様がよく知ることではありますが、沼田市との関係はあまり知らない方が多いのではないかと考えます。沼田市との姉妹提携50周年の記念として寄贈された天狗様は、今は社もなく文化会館の2階に置かれているのを見ますと、下田市民の一人として、沼田市に対して後ろめたい気がしたのは私だけでしょうか。

以前、社を造るために予算が認められたが、事情により計画が流れてしまったと聞きましたが、迦葉山の天狗の歴史的御縁を再び形に残すため、蓮台寺、天神山の地において、天狗様の社の再建、象徴的な天狗像を祭るために改めて整備をしてはと思います。蓮台寺におけるこのいわれを後世に残すとともに、観光資源、また姉妹都市の沼田とのつながり、誇りを再認識するきっかけになればと思います。この点について、当局の考えをお伺いします。

沼田市との市民交流を深めるため、市民号の計画があるとのことですが、萩市との交流でも明らかになったように、市民がお互いの町を訪れ直接交流することが非常に大きな効果があると思いますが、この計画の具体性についてお伺いします。

最後に、60周年を記念し、沼田市へ白浜伊古奈桜の植樹を提案いたします。白浜伊古奈桜は下田の象徴と言える桜であり、沼田の地に根づいて成長を見るにつけ、両市の交流のあかしとして後世にも語り継がれることと思います。当局の考えをお伺いします。

最後に、ヤングケアラー支援条例の制定についてのその後と題し、改めてヤングケアラーとは、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供のことです。家庭でケアラーとして費やすことにより、子供の健全な成長に時間が奪われ、心身に負担がかかり、その負担の重さから国、地方自治体などが支援に努めるべきと位置づけられました。

全国では、父子、母子家庭や高齢者との同居家庭も増え、さらに弟、妹の世話などのケースが増え、ケアラーの割合も増加していると言われております。実態調査の平均値によれば、中学2年生の17人に1人がケアラーで、残念なことにそのケアラーであることを自覚している子供は僅か約2%、自分がケアラーだと気づいていない子供が12.5%になっています。

家族の世話について相談をしたことのない子供の多くは、相談しても状況が変わると思わない、家族のこのため話しにくい、誰に相談したらよいか分からない、家族のことを知

られたくないなどが多くの意見でした。子供たちは自分がヤングケアラーであるという認識がないケースが多く、学校や周囲に相談ができず、また、家族の世話をするのが当たり前という認識を持っており、そのことが問題とは思っていないのです。

こういう子供たちが条例の制定によってケアラーであることを認識し、それによって少しでも心にゆとりを持ち、安心して暮らせるように条例を制定していただきたいのです。

令和4年度3月に、このケアラーの支援条例の制定について一般質問をした際の回答は次のとおりでした。

支援条例の制定については学校教育課、市民保健課、福祉事務所で連携して対応する体制を整えており、実績を積み重ね、これを検証しながら地域の実情に合ったやり方を見だし、また、情勢の変化に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えますとのことでした。支援条例を制定するべきという意見につきましては、3課の連携体制の中で他市町の取組の先行事例を調査して研究してまいりたいとの考えをお聞きしました。

そこでお伺いします。

2年間のブランクの中、この回答について進展があったのか。その後、改めてヤングケアラーの調査は行われたのか、お尋ねします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私からは、地震に対する家屋等のTOUKAI-0事業に関連する質問についてお答え申し上げます。

最初に、昭和56年以前に建築された家屋件数につきましては、令和5年の住宅・土地統計調査による推計値では、昭和56年以前に建築された木造住宅戸数は3,453戸となっております。

次に、2001年から耐震診断を受けた家屋件数につきましては、令和6年度末現在のわが家の専門家診断の実施件数は1,021件となっております。

次に、耐震診断を受けたうちの耐震改修工事を実施した件数につきましては、耐震改修工事の実施件数は46件となっております。

次に、令和7年度以降のTOUKAI-0事業につきましては、現行のTOUKAI-0事業は令和7年度に無料の耐震診断が終了し、令和8年度には耐震改修工事への補助も終了予定でしたが、県への要望を重ねたところ、令和8年度以降も耐震診断、耐震改修工事への

補助も継続してもらえらることとなりました。本市といたしましても、引き続き安価な耐震改修の普及を進め、町の強靱化に努めてまいります。

次に、令和7年度の事業進捗につきましては、令和7年11月末時点で耐震診断10件、耐震改修工事への補助は、令和6年度からの繰越し4件と令和7年度10件の計14件を実施しております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 私のほうからは、地震等に係る下田市の被害想定についてお答え申し上げます。

静岡県第4次地震被害想定におきまして、家屋の倒壊・焼失数はレベル1で全壊・焼失約230棟、レベル2で全壊・焼失約3,620棟でございます。次に、死者数はレベル1で約300人、レベル2で約5,120人と想定されております。また、ブロック塀倒壊数は全県での数値となりますけれども、レベル1で約2万3,000件、レベル2で約2万5,000件と想定されております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 私のほうからは、沼田市との姉妹都市交流60周年についてお答えいたします。

まず、天狗様の件についてですが、沼田市との50周年記念事業の実施の際、天狗の面の寄贈の計画があったことから、それに先立ち、天狗様の社を造る計画もございました。しかしながら、その際の地域住民との話し合いにより、建設場所や建設後の維持管理、また、信仰上の観点などの事情により中止となった経緯がございます。

こうした経緯もございますので、いただいた提案につきましては地域の方からの意見をしっかりと伺い、検討していきたいと考えております。

次に、市民号に関してでございます。

沼田市からの市民号については来年5月の黒船祭に合わせ、一方で、下田市からの市民号については同年8月に開催される沼田まつりに合わせ沼田市と実施について協議を進めており、併せて交流会の開催につきましても調整しているところでございます。

次に、植樹の件でございます。

記念植樹につきましては、50周年記念事業では下田市からヒメシャラ1本を植樹しており

ます。60周年記念事業においても記念植樹を企画しているところでございます。こちらにつきましては相手方の意向も確認しつつ、提案のあった伊古奈桜も含め、樹木の選定をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子） 私からは、ヤングケアラー支援条例の制定についてその後として、令和4年3月定例会での一般質問における、支援条例を制定すべきという御意見に対し、その後、進展はあったかとの御質問に対しお答えいたします。

現在、ヤングケアラー支援条例を制定している自治体は全国でも都道府県で2、市町では6自治体で、静岡県内での条例制定の事例はございません。

ヤングケアラーに関する諸問題への対応は個別ケースごとに千差万別で、非常にデリケートかつ幅広い視点、分野等からのアプローチが必要となるため、令和5年度に設置された東海4県のヤングケアラー担当者会議の中の静岡県及び各自治体で構成するヤングケアラー支援関係者ネットワーク会議に下田市も参画し、個別ケースの検証や、研修による相談体制及び対応力の強化を図っております。また、虐待や貧困など問題を抱えた子供及び保護者の支援を行うため、家庭児童相談室や子ども家庭総合支援拠点を設置し、専門職によるきめ細やかなケース対応に努めております。

さらに、今年度末策定予定の第1期下田市こども計画においては、子供、若者、子育て世帯等の実態を調査し、今後の支援につなげてまいります。

なお、ヤングケアラー実態調査につきましては、年1回、学校教育課が実施しており、その結果を共有し問題解消に努めております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、ヤングケアラー支援条例の中で、ヤングケアラーの実態調査につきまして御答弁させていただきます。

ヤングケアラーに関する調査につきましては、毎年、小・中学校において実施しており、前回、答弁いたしました令和4年度の調査では、何らかの家族のケアをしていると答えた児童・生徒は13名おりましたが、今年度につきましては6名となっております。現時点ではヤングケアラーに該当するものではありませんが、今後も児童福祉の視点から見守りが必要な児童・生徒について、学校現場と情報共有し、支援に取り組んでまいります。

以上となります。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

○10番（渡邊照志） はい。

○議長（中村 敦） それでは、休憩します。13時まで休憩します。

午前11時56分休憩

---

午後1時0分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

再質問からお願いいたします。

10番 渡邊照志議員。

○10番（渡邊照志） まず冒頭、先ほどの趣旨質問の中で間違いがございましたので、訂正したいと思います。先ほど、沼田まつりの関係で3月の3日、4日と私は言いましたが、8月の3日、4日でした。それともう一つ、沼田の大天狗まつりという言い方をしたんですが、沼田まつりの間違いでした。そういう形で訂正したいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、先に南海トラフに関する再質問をさせていただきます。建設課長にお尋ねします。

下田市では、昭和56年5月以前に建築された木造家屋の件数が3,453戸とお聞きしました。当然、その家屋の中には空き家も相当な数があると思います。耐震改修を行う理由についてを考えると、耐震診断数1,021件、耐震改修件数が令和7年11月までで46件、これについてのどのような形で考えているか、お考えをお伺ひします。

また、下田市耐震改修促進計画においては、令和7年度末までに市内の住宅の耐震化率を75%に向上させることを達成目的としております。耐震化率は、6年11月の統計を見ますと73%ですが、努力目標では95%を設定しておりますが、1年経過して今、耐震化率の進捗状況と努力目標についてのお考えをお願いします。

また、担当課として今後さらなる周知の方法につき、どのように考えているか、お考えをお伺ひします。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） では、私のほうからはまず最初に、耐震診断と耐震改修の実施状

況をどのように考えているかにお答え申し上げます。

耐震診断の実施件数1,021件に対して、耐震改修まで実施した件数は46件と大変少ない数字と認識しています。高齢化や後継者不足などの空き家などの要因もありますけれども、主な要因としましては耐震診断は無料でできるものに対して、耐震改修は住民負担が大きなものであったことから改修までは至らなかったものと考えておりますので、現在、建設課では施主の経済的負担の影響を抑える低コスト工法に積極的に取り組んでいるところです。

次に、耐震化率の進捗状況と努力目標につきましては、昨年度、名古屋工業大学大学院教授の井戸田先生をお招きして、木造住宅耐震リフォーム達人塾を県の主催で開催しております。その中で住民負担の少ない低コスト工法が紹介され、下田市では今年度から低コスト工法の普及を行っているところです。令和6年度の耐震改修の実績が4件ですが、令和7年度の耐震改修の実績は繰越分も合わせますと現時点で14件と飛躍的に伸びております。引き続き、低コスト工法の普及促進とともに耐震化率の向上に努めていきたいと考えております。

それから、今後のさらなる周知方法につきましては、下田市においても本年10月に名古屋工業大学高度防災工学研究センター客員教授の川端先生をお招きして、耐震リフォーム達人塾市ぐるみ勉強会 i n 下田市と称しまして講座のほうを開催しております。こちらにつきましては、一般の市民の方や工務店、大工さんなどを対象として、低コスト工法について説明していただきました。今後もこのような取組を継続するとともに、耐震診断を実施した方への個別のアプローチや出前講座、広報誌やホームページ、公式LINEやSNS等様々な媒体を活用し、さらなる周知を図っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 10番 渡邊照志議員。

○10番（渡邊照志） 様々な質問に対して、丁寧な御回答をありがとうございました。

TOUKAI-0の事業については、県とも協議した結果、令和8年度以降も継続していただけるとのこと、また事業の進捗については、令和7年度については11月時点で診断10件、改修工事は繰越しの件数を4件入れて14件となり、過去最高最も多い年度となりました。市民の皆様は南海トラフ地震について再度考慮し、自分の命は自分で守る、他人に迷惑をかけるまい、まず耐震診断から始め、補助額もアップしたことを踏まえ耐震補強工事を考慮するようお願いし、先ほどの防災課長の答弁にもありましたように非常に大きな被害が予想されます。まずは、家屋の倒壊から身を守り、避難できるように耐震工事をしていただくことをお願いして、TOUKAI-0事業の一般質問を終わります。

続いて、沼田市の姉妹都市交流の60周年についてお伺いします。

社の提案については、地域の方々の御意見をしっかりと伺い検討してまいりましたの回答を伺いました。ありがとうございます。

先日、蓮台寺の方々と話し合う機会をつくっていただきました。その話合いの中で、姉妹都市締結後、学童交流会、沼田市へのふれあい駅伝、お互いの農業祭の出店などが行われ、平成元年には沼田大天狗みこしが黒船際に参加したことも知りました。諸事情で、天狗の面を迦葉山弥勒寺に返納されたことに蓮台寺温泉の原点であり、心のよりどころであった天狗の面に対して、区民は後ろめたささえ感じているとのことでした。天狗様の社を造っていただき祭ることは、蓮台寺まちづくりの交渉とも合致するため、区民の皆様は市との検討の話合いの場については進んで出席することを約束していただいております。60周年を来年に控えた今、前向きに検討を実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

次に、市民号の計画について、お互いの市の実施の協議、また交流会の開催についての調整をしているとの回答をいただきました。

私は市民がお互いの町を訪れ、直接交流することは、今後にとっても大きな意味があると考えております。特に下田市での交流会には、下田市の代表だけでなく、ぜひ蓮台寺区民も交えての開催を提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、記念植樹の候補の中に白浜伊古奈桜も含めて選定していただけるとのことでした。桜は育ちがよく、一般的に挿し木から成木と呼ばれるサイズに育つまでは約5年と言われております。交流のあかしとして、改めて下田の象徴でもありますこの桜をぜひ選定して下さるよう要望いたしますが、いかがでしょうか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず、天狗の関係について地域の方々の情報を提供していただき、誠にありがとうございます。先ほど申し上げましたが、過去の経緯もございますので、改めて市のほうもちょっと地域の方と話合いは必要と考えております。そういった際には、ぜひ渡邊議員も御協力をいただければ幸いと思っております。

次に、交流会の参加につきましては、双方ともお祭りの行事の区間と重なりますので、双方の規模感等を調整し、決定していきたいと考えております。仮にですが、そういった区民の方に参加をお願いする場合も限られた人数になるのではないかと考えております。

また、先ほど答弁で申し上げたとおり、沼田市から市民号は参加する予定となっております。

す。そこには幅広く応募したいと思っておりますが、渡邊議員から蓮台寺の方たちにもお声をかけてそこに参加していただければと存じますので、その辺よろしく願いいたします。

植樹の件につきましては、伊古奈桜も含めて当市の歴史や関わりのある人たちの思い、そういった樹木を市としても選定していきたいと思っております。そういった中で、伊古奈桜も含めて樹木選定については慎重に努めて選定していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 10番 渡邊照志議員。

○10番（渡邊照志） 今、課長がおっしゃられたように、そういう形のもので、私が必要があればこの席にも参加しますので、こちらこそよろしく願いいたします。

補足ですけど、明日12月4日に沼田市議会の今成議員が登壇し、下田市姉妹都市提携60周年事業について、姉妹都市交流のさらなる発展と歴史的、文化的価値を未来に継承する取組について、1、両市の交流の継続性と未来志向を示すために、60周年記念にふさわしい象徴的な事柄の事業の検討状況についてと、市民交流促進を目的とした事業実施の検討についてという題目で一般質問をするとのことをご存知の私の知人から伺っております。下田市との60周年記念事業を楽しみにしているとの伝言でした。以上をもちまして、姉妹都市提携60周年事業についての質問を終わります。

それでは最後に、ヤングケアラーに関しての再質問をさせていただきます。

私が当時質問したときには、それに対して何々してまいりたいとも考えますの表現の回答でしたが、今回の回答は図っています、詰めておりますであり、提案してから2年半過ぎて、今も継続してヤングケアラーの問題に対して進行形で様々な対応をしていただいていることにまずは感謝いたします。ありがとうございます。

家庭児童相談室、子ども家庭総合支援拠点を設置し、専門職によるきめ細やかな相談、また、そのケースに努めているとのことですが、ケアラーに行き着くような具体的な相談はあったのか、また何人あったのかをお伺いします。

確かにケアラーであることは、・・・に当てはまらない状態の条例制定は難しいのは理解できますが、実態調査の年1回で確認の検証が難しいのかと思うのと同時に、調査の方法などがどのように行われているのか、また、その調査についてどのように決断、結論がなされているのかを差し支えなければお伺いします。

最後に、静岡県及び下田市の方針としては、条例制定より先に担当者や教職員の検証や研修によって、対応力の資質向上を目指すことが先決との理解でよろしいのか、お伺いいたし

ます。

以上です。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子） それでは、私からはまず、ヤングケアラーに行き着くような具体的な相談はあったかとの御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの疑いのある子供につきましては、保護者がネグレクト傾向にあったり、経済面や精神面などの複合的な問題を抱えるケースが多く、子供だけでなく保護者の相談対応や支援も重要な課題となっております。そのため、児童相談所や学校等々、個別ケース会議を適宜開催し、庁内各課や社会福祉協議会などからも課題解決に必要な情報を入手しながら、各相談案件に対応しております。

現在のところ、ヤングケアラーに該当する子供の報告はございません。しかし、潜在的にヤングケアラーの該当者がいる可能性があることも否めないため、より緻密な情報収集に努め、対応してまいりたいと考えております。

次に、条例制定より先に、担当者や教職員の検証や研修によって、対応力の資質向上を目指すことが先決との理解でよろしいでしょうかとの御質問につきましては、議員御理解のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 今、福祉事務所長申し上げましたことと重複しますけれども、各家庭でどういうことがあったのかとかそういった様子について、本人の例えば出欠席の様子、遅刻、早退の様子はもちろんなんですけれども、言動ですとか表情、それから所持品、宿題の提出状況、部活動の参加状況、福祉事務所長は多くの方面からお答えしていただきましたけれども、学校現場としてでお話をさせていただいていますが、そんな状況などをあらゆる方向から本人の悩み相談に応じるということで、日常的にずっと継続しています。月ごとに報告が上がってまいりますけれども、それを精査した中では、先ほど福祉事務所長申し上げたとおり、学校関係者からのケアラーに行き着く相談には至っていないというふうに捉えています。

それから、議員おっしゃるように様々な分野、それから幅広い視点からのアプローチ、これは福祉事務所長申し上げたとおりなんですけれども、それをもって対応するということから、やはり現場の喫緊の課題を日常的に捉えてということで、教員の資質向上に努めることが最重要であるというふうに認識しています。非常にアンテナを機敏に持って、そのために

も研修を日々重ねているという状況が続いています。これ本当にデリケートな話ですので、いろいろな方面から取り組んでいっているのが現状でございます

以上でございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） それでは、私からは実態調査の関係をお答えいたします。

年に1回の実態調査は、どちらかというフォロー的にといいますか、確認を含めての実態の調査の実施というふうになるものというふうを考えております。やはり教育長が答弁したように、学校現場ではあらゆる方向から本人の悩み相談等に応じ、常に先生方が日々把握に努めている状況となっております。家庭環境に何らか不安を感じる児童・生徒につきましては、教員間で共有し対応している実態もあります。

その中、今回の実態調査の方法につきましては、初めに記述式のまずアンケートを行いまして、それを踏まえて本人への聞き取り、家庭環境など児童の置かれている状況を確認し、判断を先生方としているという状況になります。判断、結論につきましては大きく四つに区分していきまして、ヤングケアラーとしての支援が必要であるかどうかというまず1点目、ヤングケアラーとしてのまず見守りが必要かどうかという2点目、3点目として気にしていく必要がある、4点目として手伝いの範囲内というこの4段階に区分をして、この実態調査に関しては報告をまとめているという現状となっております。

ですから、今回のヤングケアラーとして支援が必要という判断をした児童・生徒はいないというような状況に今ではなっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 10番 渡邊照志議員。

○10番（渡邊照志） いろいろ御回答ありがとうございました。いろいろお話を聞いていますと、支援条例の制定については今すぐにとはいかないようですね。

令和4年度の調査ではケアをしている児童・生徒が13名でしたが、今年度は6名ということでなおかつヤングケアラーに該当するものではないということでしたが、今後も引き続き見守っていただけるとありがたいと思います。

最後に、自身もヤングケアラーであった一般社会法人ヤングケアラー協会理事の高垣内文也さんは、静岡新聞11月18日のコラム窓辺において、ヤングケアラーの支援の広がりには確かに進んでいる一方で、地方における支援の格差も存在し、どこに住んでいても支援の質や量が同じという状態にはまだ至っていない。国、自治体、民間という3層の輪がつながること

で、ヤングケアラーが見えないまま置き去りにされることのないような社会が少しずつ動き始めていると語っております。

これをもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） すみません、再質問の答弁で1点、修正をお願いいたします。

沼田行きの子供号について、私から市が応募したいと言いましたが、正しくは募集したいです。失礼いたしました。

○議長（中村 敦） これをもって、10番 渡邊照志議員の一般質問を終わります。